

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	自立支援医療関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、自立支援医療関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に則り受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、レセプト入力、自立支援医療の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の自立支援医療情報照会
③システムの名称	自立支援医療管理システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療受給者台帳ファイル 自立支援医療費情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  [      実施しない      ]  [      未定      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第108、110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第55条、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. お問い合わせ窓口	

8. 付託個別情報プライバシーマークについてに関する問合せ

連絡先	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係 0289-63-2176
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書等は鍵付きキャビネットに保管

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・ダブルチェックによる点検を実施
- ・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第84項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一 第84項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の108、109、110の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の108、109、110の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 小林和弘	障がい福祉課長 田野井秀雄	事後	
平成29年7月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成29年7月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第84項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第60条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の108、109、110の項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第108、110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 田野井秀雄	障がい福祉課長	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係 0289-63-2176	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月20日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月20日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日	令和2年7月15日	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日	令和2年7月15日	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第108、110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第55条、第55条の3	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第108、110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第55条、第55条の3	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日	令和3年10月30日 時点	事後	
令和5年11月24日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月21日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	IV 8人手を介在させる作業	-	十分である  ・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書等は鍵付きキャビネットに保管	事後	
令和6年11月21日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  十分である  ・ダブルチェックによる点検を実施 ・マイナンバー記載の申請書等は鍵付きキャビネットに保管	事後	
令和7年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年6月9日 時点	事後	
令和7年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年6月9日 時点	事後	